

平成30年度(第21回)大阪府介護支援専門員実務研修受講試験 試験要領の変更について

厚生労働省より、介護支援専門員実務研修受講試験に係る内容変更が示されたので、平成30年5月31日(木曜日)から、各市区町村の介護保険担当課、保健所、府民お問い合わせセンター情報プラザ等の窓口で配布中の平成30年度(第21回)大阪府介護支援専門員実務研修受講試験の試験要領(以下、要領という。)の内容から、下記の通り問題数、受験資格、出題範囲、欠格事由の一部について変更します。

受験申込みに当たっては、この内容を十分ご理解のうえ、お申込みください。

問題数に関すること(要領P3)

ページ	内容	変更後	変更前														
3	問題数に関すること	<table border="1"> <tr> <td>保健医療福祉サービス分野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健医療サービスの知識等</td> <td>20問</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの知識等</td> <td>15問</td> </tr> </table>	保健医療福祉サービス分野		保健医療サービスの知識等	20問	福祉サービスの知識等	15問	<table border="1"> <tr> <td>保健医療福祉サービス分野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健医療サービスの知識等</td> <td>基礎 15問</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合 5問</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの知識等</td> <td>15問</td> </tr> </table>	保健医療福祉サービス分野		保健医療サービスの知識等	基礎 15問		総合 5問	福祉サービスの知識等	15問
保健医療福祉サービス分野																	
保健医療サービスの知識等	20問																
福祉サービスの知識等	15問																
保健医療福祉サービス分野																	
保健医療サービスの知識等	基礎 15問																
	総合 5問																
福祉サービスの知識等	15問																

受験資格に関すること(要領P14)

ページ	内容	変更後				変更前			
		受験資格コード表	試験対象者	根拠となる法令等		受験資格コード表	試験対象者	根拠となる法令等	
14	受験資格に関すること	190151	略	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)	略	190151	略	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)	略
		190154	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)	第2条第1項第2号	190154	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)	第2条第2項
		190155	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)	第2条第1項第4号	190155	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第40号)	第2条第4項
		190157	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する計画相談支援の事業	略	略	190157	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第16項に規定する計画相談支援の事業	略	略
		190158	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2第7項に規定する障害児相談支援の事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)	略	190158	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第6項に規定する障害児相談支援の事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)	略
		190159	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業	略	生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)別紙(生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱)別添1(自立相談支援事業実施要領3(2)ア)	略	190159	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業	略

出題範囲に関すること(要領P18～)

【変更された箇所】

該当ページ	変更後		変更前
	中項目	小項目	小項目
21	13. 医療器具を装着している場合の留意点	6. 内視鏡的胃瘻造設術(PEG)	6. 内視鏡的胃瘻増設術(PEG)

【追加された範囲】

該当ページ	区分	大項目	中項目	小項目
-	6. 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)	3. 地域密着型 通所介護方法論	1 地域密着型通所介護の意義・目的	-
			2 地域密着型通所介護の利用者の特性	-
			3 地域密着型通所介護の内容・特徴	-
-	9. 高齢者支援展開論(介護保険施設各論)	4. 介護医療院 サービス方法論	1 介護医療院の意義・目的	-
			2 介護医療院サービス利用者の特性	-
			3 介護医療院の内容・特徴	-

【削除された範囲】

該当ページ	区分	大項目	中項目	小項目
24	7. 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防 訪問介護方法論	1 介護予防訪問介護の意義・目的	-
			2 介護予防訪問介護サービス利用者の特性	-
			3 介護予防訪問介護の内容・特徴	-
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問介護	-
25		6. 介護予防 通所介護方法論	1 介護予防通所介護の意義・目的	-
			2 介護予防通所介護サービス利用者の特性	-
			3 介護予防通所介護の内容・特徴	-
			4 介護予防支援サービスと介護予防通所介護	-

欠格事由に関すること(要領P51)

ページ	内容	変更後	変更前
51	欠格事由に関する こと	⑤ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、またその期間が経過しない者	⑤ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、またその期間が経過しない者